

一般計画図

位置図

凡例	
草地等造成改良	
草地等整備改良	
家畜排せつ物土地還元施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名	北海道の場合は支庁名も記入する。
地 区 名	ふりがなをつける。
所 在 地	町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
事 業 期 間	事業の開始年度、終了年度及び要する年数について記入。
事業主体	都道府県又は事業指定法人名を記入。
事業の目的	地域の現状をふまえ、事業の目的を簡潔に記述。
事業の目標及び指標	各事業メニューごとに、現状と改善構想等について記述。
受益面積	表示単位はヘクタールとする。(小数点第1位以下四捨五入。以下同じ。) 事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、移転跡地復元整備面積はその他の欄に記入する。
土地利用	事業メニューのうち、草地畜産活性化事業を実施する場合、土地利用の現況及び計画面積を区分毎に記入する。
土地権利	事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、利用権の種類(所有権、地上権、小作権、賃貸借権、使用貸借権、入会権等)ごとに面積及び調整状況を記入し、開発制限等指定状況の欄については、自然公園法、文化財保護法等による指定、保安林の指定等について記入する。
家畜飼養計画	当該事業参加者に係る現況と計画の飼養頭羽数及び肥育豚換算頭数を記入する。
事業参加者	<p>該当欄に事業参加者の人数を記入。法人については法人数とし、( )内に構成人数を記入する。</p> <p>事業メニューのうち、資源リサイクル事業又は新技術活用地域環境改善事業を実施する場合、経営移転に係る戸数及び移転率を記入する。</p>
農業の概況 家畜飼養の現況	最近年における関係市町村の概要について農業センサス等を基礎に該当欄に記入する。

地域指定	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。
環境負荷脆弱地域等	事業メニューのうち、資源リサイクル事業を実施する場合、 (1) 地区が所在する市町村のすべてが環境負荷脆弱地域である場合は、1を○で囲み、それ以外は2を○で囲む。 (2) 畜産高密度地域の欄については、該当する市町村名を記入する。対象地域が複数の市町村にまたがる場合には、当該市町村の全体を一つの地域として計算する。なお、地区全体が畜産高密度地域の場合は「全体」と記入。
その他	農振計画地域の指定状況及び山村振興法、過疎法等地域振興関係法の指定状況について記入する。
事業費	年度別事業費については、年度別に計画事業費を記入する。 各事業区分に応じた事業種目毎に記入する。
費用負担等	(1) 各事業種目毎に内訳金額を記入し、上段( )に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の 団体をいう。
関連事業	本事業の実施地域に関し、本事業と一体的に実施する計画のあるものについて記入する。
受益面積	本事業と重複する場合、重複する分を( )書きで上段に併記する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりを考慮して作成する。

〇〇地区  
年月日  
〇〇（計画作成主体名）

目次

第1章 目的

第2章 関係市町村の概要

- 第1節 地区の所在地
- 第2節 関係市町村の一般概要
  - 1 概要
  - 2 人口及び産業別戸数
  - 3 気象概況
- 第3節 関係市町村の農業概況及び動向
  - 1 農業の特色及び振興方針
  - 2 農業の動向
- 第4節 関係市町村の畜産概況
  - 1 畜産の特色
  - 2 家畜飼養の動向
  - 3 家畜飼養規模別飼養戸数
  - 4 畜産物出荷の動向
- 第5節 畜産環境の現況
  - 1 畜産環境汚染に対する苦情発生状況
  - 2 環境保全基準指定状況
  - 3 家畜排せつ物処理の現況
  - 4 畜産由来窒素産出量の算定
  - 5 環境負荷脆弱地域の調査
  - 6 地域資源リサイクルの現況
  - 7 廃棄物処理の現況
  - 8 畜産施設周辺の状況

第3章 地区の現況

- 第1節 地区の沿革
- 第2節 土地の権利関係等
  - 1 土地の権利関係
  - 2 開発制限等
- 第3節 土地の現況
- 第4節 水利現況等
  - 1 一般概況
  - 2 水利現況及び水利権調査調整
- 第5節 道路現況

第4章 事業計画の概要

- 第1節 基本構想
- 第2節 土地利用計画
- 第3節 家畜飼養計画
- 第4節 生産計画
- 第5節 移転計画
- 第6節 家畜排せつ物処理計画
- 第7節 地域資源リサイクル計画

- 第8節 廃棄物等処理計画
- 第9節 畜産施設周辺環境整備計画
- 第10節 畜産環境保全に配慮した整備計画の内容
- 第11節 草地を中心とした景域保全のための基本構想
- 第12節 草地景域活用活性化施設利用計画

## 第5章 事業計画

### 第1節 資源リサイクル事業

- 1 実施計画概要表
- 2 事業費総括表
- 3 処理のフローチャート
- 4 基本施設整備事業計画
  - (1) 草地造成改良計画
  - (2) 草地整備改良計画
  - (3) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画
  - (4) 水質汚染防止基盤整備計画
  - (5) 畜産施設用地造成整備計画
  - (6) 道路整備計画
  - (7) 用排水施設整備計画
  - (8) 隔障物整備計画
  - (9) 移転跡地復元整備計画
  - (10) 周辺環境基盤整備計画
- 5 利用施設整備事業計画
  - (1) 家畜排せつ物処理施設整備計画
  - (2) 地域有機質残さ飼料化施設整備計画
  - (3) 水質汚染防止施設整備計画
  - (4) バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画
  - (5) たい肥土壌分析施設整備計画
  - (6) 水分調整資材収集製造施設整備計画
  - (7) サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画
  - (8) 電気導入施設整備計画
  - (9) その他施設整備計画
- 6 家畜排せつ物処理施設の建設単価調査
- 7 施設運営収支計画

### 第2節 草地畜産活性化事業

- 1 実施計画概要表
- 2 事業費総括表
- 3 基本施設整備事業計画
  - (1) 草地造成改良計画
  - (2) 草地整備改良計画
  - (3) 野草地整備改良計画
  - (4) 牧野樹林整備計画
  - (5) 水質浄化林・浄化水路造成整備計画
  - (6) 草地景域活用活性化施設用地造成整備計画
  - (7) 施設周辺環境基盤整備計画
  - (8) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画
  - (9) 用排水施設整備計画
  - (10) 防災施設整備計画
  - (11) 道路整備計画
- 4 利用施設整備事業計画
  - (1) 草地景域活用活性化施設整備計画
  - (2) 家畜排せつ物処理施設整備計画
  - (3) 電気導入施設整備計画
  - (4) 隔障物整備計画
  - (5) 家畜保護施設整備計画

- (6) 飼料調製貯蔵施設整備計画
  - (7) 衛生管理施設整備計画
  - (8) 放牧馴致施設整備計画
  - (9) 牧場用機械施設整備計画
  - (10) 防護柵整備計画
  - 5 草地景域活用活性化施設の管理経営計画
    - (1) 管理経営の基本方針
    - (2) 施設管理計画
- 第3節 新技術活用地域環境改善モデル事業
- 1 事業計画概要表
  - 2 事業費総括表
  - 3 処理のフローチャート  
脱臭施設の概要
  - 4 基本施設整備事業計画
    - (1) 草地造成改良計画
    - (2) 草地整備改良計画
    - (3) 家畜排せつ物還元農用地造成整備計画
    - (4) 臭気対策施設用地造成整備計画
    - (5) 附帯施設整備計画
    - (6) 用排水施設整備計画
    - (7) 雑用水施設整備計画
    - (8) 防災施設整備計画
  - 5 利用施設整備事業計画
    - (1) 臭気対策施設整備計画
    - (2) 附帯施設整備計画
  - 6 新技術導入円滑化事業計画
  - 7 臭気対策施設の建設単価調査
  - 8 家畜排せつ物処理施設運営収支計画

## 第6章 事業参加予定者等

- 第1節 事業参加予定者総括表
- 第2節 事業参加予定者個別明細表
- 第3節 受益見込面積
  - 1 総括表
  - 2 基盤整備費に係る受益面積
  - 3 施設整備費に係る受益面積

## 第7章 事業費負担計画等

- 第1節 事業費負担区分
- 第2節 経営体別負担額
- 第3節 資金計画

## 第8章 事業効果

## 第9章 添付資料

- 1 添付図
- 2 積算資料及び参考資料等

## 附表

## 第1章 目的

(事業全体の目的について記述する。)

## 第2章 関係市町村の概要

### 第1節 地区の所在地

〇〇県〇〇郡〇〇市町村(注:「〇〇市ほか何ヶ市町村」とはしないこと。)

### 第2節 関係市町村の一般概要

#### 1 概要

(地域の位置、風土、経済地帯別区分及び他産業等についての特色を簡潔に記入する。)

#### 2 人口及び産業別戸数

区分		世帯数 (戸)	人口 (人)	人口密度 (人/km)	産業別就業人口(構成比%)			備考 (資料名等)
					一次	二次	三次	
市町村名	○年							
	△年							
	×年							
	最近年							
市町村名	○年							
	△年							
	×年							
	最近年							

(注) 最近年の15年前から5年ごとの数値を記載すること。

#### 3 気象概況

月	気温(°C)				降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	最大 風速 (m/s)	最多風 向	旱天 日数	霧日 数	無霜日数: 日
	9時	最高	最低	平均							初霜: 月日
1月～											最大積雪深 m
											期日: 年月日
											根雪日数: 日
											根雪始: 月日
12月											融雪: 月日
年平均											最大連続 旱天日数: 日 年月日～年月日
○月 ～○月 平均											最大降雨量: mm/日 期日: 年月日

(注) 1 最寄りの観測機関の既存資料(おおむね過去10年間のもの)に基づき記入すること。

2 最大根雪深、最長連続旱天日数、最大降雨量は、既往の最大又は最長を記入し、その他の項目は平均を記入する。

3 ○月～○月平均は、農耕期間の平均(降雨量は合計)とする。

4 年平均旱天日数は、雨量0mm以下の平均日数とする。

### 第3節 関係市町村の農業概況及び動向

#### 1 農業の特色及び振興方針

(概要を記述すること。)

#### 2 農業の動向

(単位：戸、ha、頭、千羽、人、%)

市町村名	変 化 の 内 容	農家数等(戸、人)				農用地面積(ha)				備考	
		区分	A年度	B年度	C年度	区分	A年度	B年度	C年度		
	農 家 数	専業	(100)	( )	( )	田	(100)	( )	( )		
		第1種兼業	(100)	( )	( )	普通畑	(100)	( )	( )		
		第2種兼業	(100)	( )	( )	樹園地	(100)	( )	( )		
		計	(100)	( )	( )	牧草地	(100)	( )	( )		
		農業従事者数	(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
	変化の事由										
市町村名	変 化 の 内 容	主要作物作付面積(ha)				家畜飼養等羽数(頭、羽)				備考	
		区分	A年度	B年度	C年度	区分	A年度	B年度	C年度		
	飼 料 作 物		(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
			(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
			(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
			(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
			(100)	( )	( )		(100)	( )	( )		
	変化の事由										

(注) 変化の状況は、現在(最近年)をC、最近時農業センサスをB、Bの1期前の農業センサスをAとして記入し、( )内にAを基準年とした指数を記入すること。

### 第4節 関係市町村の畜産概況

#### 1 畜産の特色

(関係市町村の酪農・肉用牛生産近代化計画等を中心に記入すること。)

#### 2 家畜飼養の動向

(資料名： 年 月)

市町村名	乳用牛				肉用牛				豚			
	飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数			飼養戸数	飼養頭数		
		2才未満	2才以上	計		乳用種	肉用種	計		6ヶ月未満	6ヶ月以上	計
計				( )				( )				( )
				( )				( )				( )
	採卵鶏				ブロイラー				その他			
	飼養戸数	飼養羽数			飼養戸数	飼養羽数			飼養戸数	飼養頭数		
計		( )				( )				( )		
		( )				( )				( )		

(注) 1 農林統計等により記入すること。頭数の( )内は戸当たり頭数を記入すること。  
2 その他欄は、馬等その他の畜種に係る事業を実施する場合に記入すること。

### 3 家畜飼養規模別飼養戸数

家畜種別 ○○○

市町村名	計	子畜のみ	成畜飼養頭数規模									頭数	戸当頭数	備考		
			1~2	3~4	5~6	7~9	10~14	15~19	20~29	30~49	50頭以上					
計	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	頭	頭	

- (注) 1 最近年について記入のこと。  
 2 当該地域の計画において取り上げている家畜について作成のこと。  
 3 上表の規模区分は例示であり、家畜の種別に応じて区分欄を作成すること。

### 4 畜産物出荷の動向

市町村名	年次	生乳			家畜											備考			
		飲用乳等向け	乳製品等向け	計	肉用牛				子牛			豚		鶏			鶏卵		
					肉用牛	乳用種肥育牛	乳廃牛	計	肉用牛	乳用牛	肥育素牛	成豚	子豚	成鶏	ブロイラー				
		t	t	t	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	百羽	百羽	t	
計																			

- (注) 1 地域の所在する関係市町村の合計について記入のこと。  
 2 農林統計、農協等の資料により作成のこと。

### 第5節 畜産環境の現況

(草地畜産活性化事業の場合は3~5について、新技術活用地域環境改善事業の場合は1、2及び8について、作成すること。)

#### 1 畜産環境汚染に対する苦情発生状況(平成○○年)

市町村名	畜種	苦情		苦情内容内訳							対策別経営体数							
		無	有	水質汚濁(A)	悪臭(B)	害虫発生(C)	AとB	AとC	BとC	AとBとC	その他	処理施設助成	処理技術指導	移転の斡旋	紛争の仲介	その他	計	
	乳用牛																	
	肉用牛																	
	豚																	
	鶏																	
	その他																	
	計																	
地区計	乳用牛																	
	肉用牛																	
	豚																	
	鶏																	
	その他																	
	計																	

- (注) 1 過去3年間の実績について作成すること。  
 2 苦情の無の欄には、当該年に苦情のなかった戸数を、有の欄には苦情のあった戸数を記入するとともに、その内訳を苦情内容内訳欄に記入するほか、市町村が実施した対策別戸数を対策別経営体数欄に記入すること。  
 3 畜種欄のその他には、馬など他の畜種にかかる事業を実施する場合に記入すること。

## 2 環境保全基準指定状況

### (1) 水質規制基準

対象 水域	対象 地域	届出施設		適用施設		排水基準の内容						備考	
		種類	規模	種類	規模	BOD	SS	pH	窒素	リン	大腸菌群 数		

- (注) 1 畜産に関する基準のみを記入すること。  
 2 総量規制地域にあつてはCODを記入すること。  
 3 備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

### (2) 悪臭物質規制基準

(単位：ppm)

対象 地域	基準の内容												備考	
	アンモニ ア	メチルメ ルカプタ ン	硫 化 水素	硫化メ チル	二 硫 化メチル	トリメチル アミン	アセトア ルデヒド	スチレ ン	プロピ オン酸	ノルマ ル酪 酸	ノルマル 吉 草 酸	イソ 吉 草酸		

- (注) 1 畜産に関する基準のみを記入すること。  
 2 備考欄には規制基準の根拠となる法令、条例等を記入すること。

### (3) 大気汚染規制基準

対象地域	煤煙の種類	備考
		規制基準の根拠となる法令、条例等

### (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条の規定による処理計画

処理施設設置について の基本的事項	産業廃棄物の運搬につい ての基本的事項	処分の場所についての基 本的事項	その他の基本的事項

### 3 家畜排せつ物処理の現況

			乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他	計	備考
			2才以上	2才未満	計	2才以上	2才未満	計	繁殖	肥育	計	採卵鶏	ブロイラー	計			
頭数(羽数)																	
1頭当たり排せつ量(kg/日)		ふん尿															
総排せつ量(ト/年) ①		ふん尿															
		計															
処理方法別処理量	土地還元	自己所有地	ふん尿														
		その他	ふん尿														
		その他処理	ふん尿														
		計②	ふん尿														
(①-②)		ふん尿															

(注) 1 処理方法別処理量は、総排せつ量について記入することとし、土地還元の自己所有地には事業参加者の使用する農地に還元する量を、その他には自己所有地以外の用地に還元する量を記入する。

2 備考欄の1頭当たり排せつ量の項についてはその算定根拠を、処理方法別処理量の項については各々、既存処理施設で今後とも対応可能なものについての施設名、処理方式、ヶ所数(台数)及び処理能力等を記入する。

### 4 畜産由来窒素産出量の算定

地区名： (耕地面積 ha)

畜種	原単位(kgN/頭羽・日)	家畜頭羽数	年間日数	窒素排出量	10a 当たり窒素排出量(kg/日)
乳用牛(2才以上)	0.31		365		
乳用牛(2才未満)	0.16		365		
肉用牛(2才以上)	0.15		365		
肉用牛(2才未満)	0.13		365		
豚(6ヶ月以上の繁殖用)	0.051		365		
豚(上記以外のもの)	0.034		365		
採卵鶏	0.0015		365		
ブロイラー	0.0026		365		
計					

(注) 1 10a 当たり窒素排出量は、総窒素排出量を耕地面積で除して得る。

2 耕地面積は畦畔を除く本地面積とする。

3 家畜頭羽数は、「畜産統計」の値を用いること。

5 環境負荷脆弱地域の調査

地区名	団地名 (市町村名)	環境負荷脆弱地域								
		(1)水道水源	(2)クリプトスポリジウム	(3)水質等規制地域						
				①水質	②水濁	③悪臭	④瀬戸	⑤湖沼	⑥条例	⑦ラムサール

(記入方法) 1. 環境負荷脆弱地域の欄は、下記の(参考)を勘案し該当欄に○を付けること。

2. 新規地区にあっては、根拠となる資料、図面を添付すること。

(参考) (1) 水道水源の上流域に流入する区域

(2) クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

(3) 水質等規制地域

①水質 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第8号)第4条第1項の規程に基づく水質保全に係る指定地域

②水濁 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③悪臭 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④瀬戸 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域

⑤湖沼 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の規定に基づく指定地

⑥条例 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

⑦ラムサール 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号(ラムサール条約))の指定湿地に流入する地域(湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実に見込まれる湿地に限る。)

6 地域資源リサイクルの現況

(1) エネルギー等副産物活用の現況

(単位: m<sup>3</sup>、t/年)

区分	生成量	リサイクル方法	備考
メタンガス 浄化処理水 ○ ○ 計			

## (2) 地域有機質残さ活用の現況

(単位：t/年)

区分	排出量	処理・リサイクル方法	備考
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○ ○ 計			

## 7 廃棄物処理の現況

(単位：t/年)

区分	排出量	活用方法	備考
排ラップフィルム ○ ○ 計			

## 8 畜産施設周辺の状況

(畜産周辺施設への民家の進出状況、既存環境保全林の有無等を踏まえ現経営地での経営存続の可否等について記述する。)

## 第3章 地区の現況

## 第1節 地区の沿革

(地区の存在する周辺地域の地形、地質の概略、関係市町村の主要作目及び農用地面積並びに開発して農用地とすることの可能な土地面積等を述べ、畜産開発の可能性を畜産の動向及び開発可能資源等の畜産立地上から簡潔に記述する。)

## 第2節 土地の権利関係等

## 1 土地の権利関係

団地名	面積 (農用地 造成)	事業着手前の 土地所有		事業着手前の所有権以外の 権限により使用収益する権利			事業 参加 予定者	参加予定者が当該 土地について有す る権利(予定を含む)	権利 調整 の概要
		所有権者	面積	権利者	種類	面積			
計			ha			ha			

(注) 1 土地台帳等から本調査後に調査される前の土地所有につき、なるべく詳細に、例えば国有林野、開拓財産、その他の国有・都道府県有・市町村有とし、民有地については農地保有合理化法人(先行取得があった場合)・株式会社等法人有・個人有等のように記入する。

2 所有権以外の権限により使用収益する権利の種類には入会権を含む。

## 2 開発制限等

関係団体名	開発制限の種類	開発制限の内容	開発制限面積	許可等見込み	許可等条件見込み	調整の概況	代替施設計画		
							種類	数量	構造
			ha						

(注) 開発制限等の種類には、国立公園、国定公園等、保安林等と区分する。また、漁業権、鉱業権等についての調査調整の結果についても記入する。

## 第3節 土地の現況

団地名	地形標高(最高最低)	地質	土壌	面積(農用地造成)	土地の現況							草地分級						
					牧草地	飼料畑	野草地	田	普通畑	樹園地	山林原野	その他	1級	2級	3級	4級	主要制限因子	

(注) 1 普通畑には、飼料畑を含めないこと。

## 第4節 水利現況等

### 1 一般概況

(注) 地下水利用を計画している場合には別に記入すること。以下2についても同じ。

### 2 水利現況及び水利権調査調整

所在地	水系名	計画取水点	河川管理者	集水面積	流量 (l/sec)		比流量 (l/sec/km <sup>2</sup> )		取水量 (l/sec)		既存水利権の状況				水利権調整状況	
					平水	渇水	平水	渇水	最大	平均	権利者名	水利使用の目的	受益面積等	取水量 (l/sec)		
														最大		平均
				ha									ha			

## 第5節 道路現況

(本事業計画道路と接続する道路及び畜産経営に密接する主要道路名、連絡先、整備状況等を記入する。)

## 第4章 事業計画の概要

(草地畜産活性化事業の場合は、第1節～第4節、第6節及び第10節～第12節について、新技術活用地域環境改善モデル事業の場合は第1節～第4節、第6節及び第10節について、作成する。)

### 第1節 基本構想

どういふ場所で(所在地等)、どういふ事業目的、内容(基盤整備及び施設整備の主な内容)で計画しているのかを簡潔に記述する。

### 第2節 土地利用計画

1 計画の概要

(傾斜、土地現況等により土地利用計画を策定した基本的な考え方を記述する。)

2 土地利用計画

(1) 総括表 (現況と計画の対比)

計画	現況	山林	原野	田	普通畑	飼料畑	牧草地	施設用地	その他	計
牧草地 飼料畑 家畜排せつ物還元用草地等 水質汚染防止基盤 畜産施設用地 周辺環境基盤 その他										
計										

- (注) 1 本事業により造成整備を行う土地について記入する。  
 2 普通畑からは、飼料畑を除くこと。  
 3 現況の各地目のうち耕作放棄地については ( ) 書き内数で併記すること。  
 4 本表と同様の様式で団地ごとの対比表を作成しておくこと。

(2) 市町村別表

(総括表と同様の様式で作成すること。)

(3) 集積土地の計画

団地名	番号	農地保有合理化事業				利用権設定等促進事業				農地法第3条第1項に基づくもの				土地改良法に基づくもの			合計
		所有権 移転	移転又は設定		計	所有権 移転	移転又は設定		計	所有権 移転	移転又は設定		計	交換 分合	換地	計	
			貸借 権	左以外の 使用 収益権			貸借 権	左以外の 使用 収益権			貸借 権	左以外の 使用 収益権					

団地名	未墾地等からの 造成に係る土地	その他 (特認)	合計	土地集積が行われる (予定) 年月日	備考
計					

- (注) 1 本計画は、当該地区の計画策定前々年度から事業完了までに集積される土地について記入すること。  
 2 1 団地において、集積土地を 2 以上の方策で集積される場合は、その方策ごとに団地を区分して記入すること。ただし、この場合の番号は枝番とすること。

(4) 団地別土地利用

団地名	区分	牧草地				飼料畑				農業用施設用地				放牧林地	野草地	その他	計	備考
		個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計	個別	共同	公共利用	計					

(注) 牧草地のうち採草地専用面積については ( ) 書きとすること。

第3節 家畜飼養計画

(単位：頭、羽、戸)

市町村名	区分	乳用牛			肉用牛			豚			鶏			その他			肥育豚換算頭数	備考	
		区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数	区分	戸数	頭数			
	現況	成牛			繁殖			繁殖			採卵								
		育成			肥育			肥育			肉用								
					育成														
					子畜														
	計画																		
計	現況																		
	計画																		

(注) 事業参加予定者の家畜飼養計画について記入する。

第4節 生産計画

1 粗飼料及び畜産物の生産量

(1) 粗飼料の生産量及び畜産物の生産量について、面積、頭数、ha 当たり収量等の諸元を記入すること。

(2) 豚、鶏等についても同様に諸元を記入すること

第5節 移転計画

移転予定者	区分	経営所在地	経営土地面積		飼養家畜		移転予定年度	移転要因	移転跡地の活用計画	備考
			〇〇	〇〇	〇〇	〇〇				
	現況		ha	ha	頭	羽				
	計画									

(注) 1 経営所在地の欄には、本事業により移転する畜舎の現在の所在地を現況に、移転後の所在地を計画に記入すること。

2 経営土地面積の欄は、田、畑、飼料畑、牧草地、樹園地等に、飼養家畜の欄は乳用牛、肉用牛、豚、鶏等に区分し、それぞれの現況と計画の面積と頭羽数を記入すること。

3 移転要因の欄には、現在の所在地においては畜産経営の継続又は規模拡大が困難になっている具体的な事由を記入すること。

4 移転跡地の活用計画の欄は、移転後の跡地についての活用計画を記入するものとし、公

共の用に供する計画がある場合には、売却先、具体的な活用内容（公園、広場等）、管理予定者等を記入し、それ以外の売却（予定）の場合は、一般売却と記入すること。

## 第6節 家畜排せつ物処理計画

### 1 要処理量

畜種等		区分	頭羽数	1頭羽当たり排せつ量(kg/日・頭)	家畜排せつ物等量合計(t/年)	数量等(t/年)	計(t/年)	既存施設処理対応量(t/年)	その他処理対応量(t/年)	事業計画処理量(t/年)
乳用牛	成牛(2才以上)	ふん尿計								
	育成牛(2才未満)	ふん尿計								
肉用牛	成牛(2才以上)	ふん尿計								
	育成牛(2才未満)	ふん尿計								
豚	繁殖豚	ふん尿計								
	肥育豚	ふん尿計								
鶏	採卵鶏									
	ブロイラー									
その他家畜										
生ゴミ等										
計		ふん尿生ゴミ等計								

(注) 浄化処理等で発生する汚泥については敷料等に含めること。

### 2 事業計画処理量の内訳

処理方法等	事業計画処理量					水分調整資材量					施設処理量計(①+②)	製品量計
	ふん量	尿量	生ゴミ等	敷料等	計	オガクズ	籾殻	パーク	その他	計		

### 3 製品利用計画

利用計画	たい肥		液肥		その他( )	
	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)
草地還元						
飼料畑還元						
それ以外の 田・畑への還元						
その他( )						
計						

- (注) 1 事業参加者の計画について記入すること。  
 2 その他は、具体的な利用方法を記入すること。  
 3 第7の3の(4)のキの受益面積の条件に該当する場合、受益面積に係らない分についても区分して記載すること。

### 第7節 地域資源リサイクル計画

#### 1 エネルギー等副産物

(単位：m<sup>3</sup>、t/年)

	生成量						備考
	現状			施設整備後			
	廃棄量	活用量	合計	廃棄量	活用量	合計	
メタンガス 浄化処理水 ○ ○							
計							

(注) エネルギー等副産物利用処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

#### 2 地域有機質残さ等

(単位：t/年)

	排出量	現状		施設整備後		備考
		廃棄量	リサイクル量	廃棄量	リサイクル量	
生ゴミ 農場残さ 食品加工残さ モミガラ オガクズ ○ ○						
計						

(注) 地域有機質残さ等一体高度処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

### 第8節 廃棄物等処理計画

(単位：t/年)

	排出量	既存施設処理量	要処理量	備考
廃ラップフィルム ○ ○				
計				

(注) サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設整備を計画している場合のみ記入する。

第9節 畜産施設周辺環境整備計画

市町村名	団地名	既存の畜産施設		整備する畜産施設		周辺環境整備計画		周辺環境整備の目的、必要性等	備考
		区分	面積	区分	面積	区分	事業量		
		牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	m <sup>2</sup>	牛舎 豚舎 鶏舎 処理施設	m <sup>2</sup>				

(注) 1 団地ごとに各項目を記入のこと。

2 周辺環境整備の区分の欄には、当該施設において計画している周辺環境整備の内容（環境保全林、遊歩道、花壇、構内舗装、広場等）を記入すること。

第10節 畜産環境保全に配慮した整備計画の内容

第11節 草地を中心とした景域保全のための基本構想

第12節 草地景域活用活性化施設利用計画

場所	施設名	施設利用数(人)		行事計画			備考
		現況	計画	行事名	現況	計画	

(注) 地区内で複数の活性化施設を整備する場合は、施設ごとに記入すること。

第5章 事業計画

第1節 資源リサイクル事業

1 実施計画概要表

別記様式3

## 2 事業費総括表

地区名：

整備項目	単位	全体事業		各年度事業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
1 基本施設整備事業					
(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
2 利用施設整備事業					
(1)家畜排せつ物処理施設 (2)地域有機質残さ飼料化施設 ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
事業費合計					

- (注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。  
 2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。  
 3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。  
 4 家畜排せつ物処理施設の中核施設又は小規模施設に該当があるときは、一般処理施設と同様の項目について記入すること。  
 5 地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

## 3 処理のフローチャート

附表1

## 4 基本施設整備事業計画

### (1)草地造成改良計画

#### ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

造成 予定地	区分	事業計画			工 法					有機 質資 材	土壌改良資材及び 牧草種子			
		事 業 量	単 価	事 業 費	山成工			改良 山成	階 段 工		石 灰 質	リン酸質		牧草 種子 量
					耕 起 法	蹄 耕 法	直 播 火 入 れ					計	草 地 化 成	
		ha	千円	千円	ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	kg
計														

(注) 区分欄には草地、飼料畑、普通畑、樹園地、野草地等を記入すること。

ウ 内容

(ア) 工法

(工法ごとにその工程を説明し、工法ごとの傾斜、ha 当たり土壌改良資材の種類及び投入量、耕起深及び ha 当たり造成単価等を記述すること。)

(イ) 牧草種子の組み合わせ

(牧草の利用目的に計画草種及び品種の組合せと ha 当たり播種量を記述する。)

(ウ) 家畜の種類ごとの利用面積

(エ) その他

(造成地に含めることが適当な牧草地内作業用道路(幹支線を除く)、防災施設、排水施設等について、その事業量、単価、内容等を記述すること。)

(2) 草地整備改良計画

ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

整備 予定地	区分	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資材 散布及び牧草 種子播種		
		面 積	手 段	事 業 費	面 積	手 段	事 業 費												
	草地 飼料畑 ○ ○	ha		千円	ha		千円												
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑 費 計	事 業 費 計
種 類	数 量	ha 当 たり	事 業 費	石灰質資材				磷酸質資材				種 類	品 種	数 量	事 業 費		
				種 類	数 量	ha 当 たり	事 業 費	種 類	数 量	ha 当 たり	事 業 費					種 類	品 種
	t	t	千円		t	t	千円		t	T	千円			kg	千円	千円	千円



(イ) 全体計画

整備改良 予定地	区分	事業計画			工 法			備考
		事業量	単価	事業費	浚渫	埋め戻し	その他	
		ha	千円 /ha	千円	ha	ha	ha	
計								

(注) 工法のその他欄にあつては、具体的な工法を記入すること。

ウ 畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設整備改良計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	ha	千円/ha	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、地下水汚染を防止する方法（構内舗装、防漏処理集水池等）について記入すること。

(5) 畜産施設用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業計画			内 容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

(注) 用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ 施設用地配置計画

(模式図により施設の配置を示す。)

(6) 道路整備計画

ア 計画基本方針

(下記の道路計画を策定した理由等について簡潔に記入すること。)

イ 全体計画

路線名	事業計画			復員 (有効)	構造	主要構造物			既存道路 との連絡	備考
	事業量	単価	事業費			橋梁				
幹線 号 : 支線 号 :		千円	千円	m		ヶ所				うち改修部 分は〇〇 道
計 幹線条 支線条										

(注) 改修する部分がある場合は、( )書きで内数として記入すること。また備考には市町村道、林道等の別を記入すること。

ウ 路線配置図

(模式図により、既存道路との関係、既設及び計画路線の名称、既設道路の国道、都道府県道、市町村道の種別延長等を示すこと。)

(7) 用排水施設整備計画

ア 計画基本方針

(用排水計画に係る基本的事項についての考え方を記入すること。)

イ 計画用排水系統図

(模式図により、既設の幹線用排水路との関係、既設及び計画の用排水路(施設)の名称、関連用地銘(施設、草地等)等を付記すること。)

用排水路名	構造	単位 排水量	関連 用地	事業計画			管理 予定者	備考
				延長	単価	事業費		
用水路		m <sup>3</sup> /sec		m	円/m	千円		
計								
排水路								
計								

- (注) 1 構造の欄には、用水路の場合は、導入する主要な管種及び管径について記入し、付帯施設(浄水、消毒施設等)を付設する場合はその型式を併せて記入すること。また、排水路の場合は、水路の種類(保護水路、コルゲートU字フレーム水路、コンクリート水路等)規格及び柵の種類(合流柵、落差柵、減勢柵等)について記入し、排水路等の構造図を添付すること。
- 2 関連用地の欄には、この事業により造成整備される畜産施設用地、家畜排せつ物土地還元施設用地、草地等の別を記入すること。
- 3 備考の欄には、計画給水量(ℓ/日)及び単位排水量の算定根拠を記入すること。

(8) 隔障物整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備 予定地	事業量	木戸 の数	柵 柱			張 線		受益 面積	受益 頭数	単価	事業費
			種類	規格	間隔	種類	段数				
	m	ヶ所			m			ha	頭	円/m	千円
計											

(9) 移転跡地復元整備計画

ア 計画基本方針

(復元整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	現況	整備 内容	整備後の 用途	管理 予定者	備考
	m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>	千円					

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 現況の欄には、畜舎敷地、ラグーン等、現況の利用内容を記入すること。  
 2 整備内容の欄には、埋め戻し、整地、施設取り壊し等を記入すること。

(10) 周辺環境基盤整備計画

ア 環境保全基盤造成整備計画

(ア) 環境保全林造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 用地造成整備計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	備考
	m <sup>2</sup>	千円/10a	千円		
計					

(注) 工法等の欄には、造成工、整備工等の工法、植栽床の保護柵(ブロック、石組み、法面等)について記入すること。

c 植栽計画

整備予定地	植栽面積	植栽本数	単価	事業費	樹種	植栽幅、列数、樹高等	備考
	m <sup>2</sup>	本	千円/m <sup>2</sup>	千円			
計							

(イ) 緑地帯造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備予定地	事業量	単価	事業費	工法等	管理予定者	備考
	m <sup>2</sup>	千円	千円			

(注) 工法等の欄には、緑地化する方法(芝張り、種子の播種、種苗の移植等)、植物名、単位当たり播種量又は移植量を記入すること。

(ウ) 広場、浄化池等造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
		m <sup>2</sup>	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

(エ) 花壇、構内舗装造成整備計画

a 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

b 全体計画

造成整備 予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理 予定者	備考
		m <sup>2</sup>	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、広場、浄化池の別を記入すること。

イ 交流基盤造成整備計画

(ア) 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

造成整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定 者	備考
		m <sup>2</sup>	千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、ふれあい農園、ふれあい牧場、広場等の別を記入すること。

5 利用施設整備事業計画

(1) 家畜排せつ物処理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造 型式	処理 能力	受益 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円/ヶ所・ 台	千円		
計									

(注) 1 施設・機械名の欄は、一般施設（一般処理施設、中核処理施設及び小規模処理施設）、地域有機質残さ等一体高度処理施設、エネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

2 地域有機質残さ等一体高度処理施設については、市町村が樹立する一般廃棄物処理計画書を添付すること。

3 エネルギー等副産物利用処理施設については、エネルギー等副産物の利用計画書を添付すること。

(2) 地域有機質残さ飼料化施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						
---	--	--	--	--	--	--

(注) 内容欄には、原料となる地域有機質残さの名称及び製品化される飼料名等について記入すること。

(3) 水質汚染防止施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(4) バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・機械名	構造型式	処理能力	受益者数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(5) たい肥土壌分析施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			
計						

(注) 内容欄には、分析対象、分析方法等について記入すること。

(6) 水分調整資材収集製造施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業量	単価	事業費	内容	管理予定者	備考
	ヶ所	千円	千円			

計						

(注) 内容欄には、水分調整資材の名称等について記入すること。

(7) サイレージ用ラップ廃棄物処理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造型 式	処理能 力	受益者 数	事業量	単価	事業費	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円 /ヶ所・台	千円	
計								

(注) 都道府県が樹立する処理計画書を添付すること。

(8) 電気導入施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	構造・型式・ 規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

(注) 利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名(家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設等)を記入すること。

(9) その他施設整備計画

ア 農機具庫整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備 予定地	農機具 の種類	構造	規模	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、 m <sup>2</sup>	千円	千円		
計							

(注) 構造の欄には、木造、鉄骨等の別等について記入すること。

イ 家畜保護施設整備計画(環境移転に限る)

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

## (イ) 全体計画

整備予定地	飼養家畜	構造	規模	飼養頭数	単価	事業費	管理予定者	備考
			棟、㎡	頭	千円/ ㎡	千円		
計								

- (注) 1 飼養家畜の欄には、畜種の別、繁殖、育成、肥育等の別を記入すること。  
 2 構造の欄には、平屋、2階建て等の別、木造、鉄骨等の別、無窓、開放等の別等について記入すること。  
 3 飼養頭数の欄には、飼養する実頭数を記入すること。

## ウ 周辺環境施設整備計画

## (ア) 環境保全施設整備計画

## a 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

## b 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

## (イ) 交流施設整備計画

## a 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

## b 全体計画

整備予定地	施設名	事業量	単価	事業費	構造等	管理予定者	備考
			千円	千円			
計							

(注) 施設名の欄には、休憩所、便所等の別を記入すること。

## 6 家畜排せつ物処理施設の建設単価調査

地区名：

施設名			処理施設の 種類	処理方式	処理対象頭羽数							年間 処理 量(t)
市町村名	団地名	管理者名			肥 豚 算 数	育 換 頭	乳 用 牛	肉 用 牛	豚	採 卵 鶏	フ ロ イ ラ ー	
			堆肥舎	ローダー による攪拌								

柱の 種類	屋根 形式	送風 の有無	軒高 (m)	柱芯 面積 (㎡)	建築費(工事費、千円)			㎡当たり 単価 (千円/㎡)	備考 (特筆点)
					計	建築 工事費 A	機械施設等 工事費 B		
木造	片流れ	無	4.8				39		

(注) 1 表中の文字、数値は記載例

- 2 建築工事費 A は、設計費、基礎工事費、上屋工事、内装、外装工事及び電気配線工事等で、諸経費、消費税を含む。
- 3 機械施設等工事費 B は、処理施設の建築物に付帯する機械購入及び機械の設置に係る諸経費とする。

7 施設運営収支計画

地区名：

科 目		金額	変動費	固定費	備 考	
歳入	堆肥販売					
	ふん処理料					
	尿処理料					
	堆肥運搬料					
	堆肥散布料					
	その他処理料					
	組合員負担金					
	助成金					
	雑収入					
計						
歳出	直接運営費	水分調整材				
		その他原材料				
		燃料費				
		薬品費等				
		包装資材費				
		労務費				
		水道光熱費				
		販売促進費				
		検査料				
		その他				
	計					
	運営管理費	修繕費				
		消耗品費				
		通信費				
		保険料				
租税公課						
維持管理費						
減価償却費						
借地代						
リース代						
雑費						
計						
管理費	役員報酬					
	共通管理費					
	借入償還金(利子含む)					
法人税・住民税等						
計						
合計						
収支						

- (注) 1 固定費とは、堆肥販売額等の売上高に関係なく常に一定して生じる費用であり、変動費とは売上高に応じて減少する経費
- 2 全ての項目について固定費か変動費かを区分し、当該欄に○を記入すること。また、計の行にはそれぞれの合計を記入すること。
- 3 地区が団地に区分されるときは、団地ごとに作成すること。

第2節 草地畜産活性化事業

1 実施計画概要表

別紙様式3

2 事業費総括表

地区名：

	整備項目	単位	全体事業		各年度事業	
			事業量	事業費	事業量	事業費
工事費	1 基本施設整備事業					
	(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費					
	小計					
	合計					
	2 利用施設整備事業					
	(1)草地景域活用活性化施設整備 (2)家畜排せつ物処理施設 ア たい肥舎 イ 発酵処理施設 ウ 尿溜(曝気槽を含む) ・ ・ ・					
	小計					
	測量設計費 用地費及び補償費 小計					
合計						
事業費合計						

- (注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。  
 2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。  
 3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。  
 4 地区が団地に区分される場合は、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

3 基本施設整備事業計画

(1) 草地造成改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(1)で規定した様式等を準用する。

(2) 草地整備改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(2)で規定した様式等を準用する。

(3) 野草地整備改良計画

ア 計画基本方針

(注) 工法の採用理由等について簡潔に記入すること。

イ 全体計画

(ア) 野草地整備改良

整備 予定地	整備面積 野草地	立木等の除伐					隔障物除去			耕起整地			土地改良資材散布 及び牧草種子播種			
		樹種	樹齡	本数	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha				ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壤改良資材								牧草種子				雑費計	事業費計
石灰質資材				磷酸質資材				種類	品種	数量	事業費		
種類	数量	ha当り	事業費	種類	数量	ha当り	事業費						
	t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円

(イ) 家畜排せつ物土地還元農用地整備改良

整備 予定地	家畜排せつ物 土地還元農用地 整備改良面積	排根線除去			障害物除去			起伏修正			区画整理			耕起整地		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
	ha	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円

土壤改良資材								雑費計	事業費計
石灰質資材				磷酸質資材					
種類	数量	ha当り	事業費	種類	数量	ha当り	事業費		
	t	t	千円		t	t	千円		千円

(4) 牧野樹林整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	新設・改良別	規格	事業量	単価	事業費	改良の場合の 主な内容	備考

(5) 水質浄化林・浄化水路造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(4)のアで規定した様式等を準用する。

(6) 草地景域活用活性化施設用地造成整備計画

ア 牧場広場、生態環境保全・展示園等造成整備

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 用地造成整備計画

造成整備予定地	供用する施設名	事業量	単価	事業費	内容及び必要性
		ha	千円/ha	千円	

(注) 1 用地面積は平面分のみではなく法面を含むものとする。

2 供用する施設名の欄には、牧場広場、生態環境保全・展示園等の別を記入すること。

(ウ) 施設用地配置設計図

(注) 模式図により施設の配置を示す。

イ 遊歩道造成整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 用地造成整備計画

造成整備 予定地	事業量	単価	事業費	幅員	構造	主要 構造物	連絡する 既存道路	管理 予定者	備考
	m	千円/ha	千円	m					
計									

(注) 1 構造の欄には、砂砂利、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の別を記入すること。

2 主要構造物の欄には、橋梁の力所数、道柵の延長等について記入すること。

3 備考欄に新設、既存道路の別を記入すること。

(7) 施設周辺環境基盤整備計画

ア 環境保全林造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(ア)で規定した様式等を準用する。

イ 緑地帯造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(イ)で規定した様式等を準用する。

ウ 花壇、構内舗装等造成整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(10)のアの(エ)で規定した様式等を準用する。

(8) 家畜排せつ物土地還元施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(3)で規定した様式等を準用する。

(9) 用排水施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(7)で規定した様式等を準用する。

(10) 防災施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	種類	規模	事業量	単価	事業費	関連団地	備考
		ヶ所、基	m <sup>2</sup> , ha	千円	千円		

(11) 道路整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(6)で規定した様式等を準用する。

4 利用施設整備事業計画

(1) 草地景域活用活性化施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理予定者	備考
					千円	千円		

(注) 備考欄には、当該施設を整備する目的、必要性、効果等について記入すること。

(2) 家畜排せつ物処理施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の5の(1)で規定した様式等を準用する。

(3) 電気導入施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の5の(8)で規定した様式等を準用する。

(4) 隔障物整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(8)で規定した様式等を準用する。

(5) 家畜保護施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(注) 付帯する施設は、内数で上段( )内に搾乳・牛乳処理施設、給餌用施設、ふん尿搬出施設等に係るものを記入すること。

(6) 飼料調製貯蔵施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(7) 衛生管理施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(8) 放牧馴致施設整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	施設名	新設・改良別	構造	規模	改良の場合の主な内容	事業量	単価	事業費	備考
							千円	千円	

(9) 牧場用機械施設整備計画

ア 牧場用機械導入計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

機械名	規格形式	所要数量			年間作業計画		単価	事業費	管理 予定者	備考
		既存	新規	計	主な 作業	稼働 日数				
		台	台	台		日	千円 /台	千円		

イ 牧場用機械施設整備計画

(ア) 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

(イ) 全体計画

整備 予定地	施設名	構造	規模	数量	利用 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
					戸	ヶ所 ・台	千円 /ヶ所 ・台			

(10) 防護柵整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備 予定地	新設・ 改良	構造	規模	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
				m	千円/m	千円		

5 草地景域活用活性化施設の管理経営計画

(1) 管理経営の基本方針

(注) 草地景域活用における管理経営の基本方針を簡潔に記入すること。

(2) 施設管理計画

(注) 草地景域活用における施設の運営管理及び経営方法を具体的に記入すること。

第3節 新技術活用地域環境改善モデル事業

1 実施計画概要表

別紙様式3

2 事業費総括表

地区名：

整備項目	単位	全体事業		各年度事業	
		事業量	事業費	事業量	事業費
1 基盤施設整備事業					
(1)草地造成改良 (2)草地整備改良 ・ ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
2 利用施設整備事業					
(1)臭気対策施設 ア家畜飼養管理施設 イ家畜排せつ物処理施設 (ア)たい肥舎 (イ)発酵処理施設 ・ ・ ・					
小計					
測量設計費 用地費及び補償費					
小計					
合計					
3 新技術導入円滑化費					
事業費合計					

- (注) 1 単位の欄には、計画内容を反映した単位を記載すること。  
 2 事業量の欄は、箇所数と単位に対応する数値をそれぞれ記入すること。  
 3 各年度事業の欄は、第1年度から最終年度まで区分し、それぞれ記入すること。  
 4 地区が団地に区分されるときは、各年度事業の欄を団地別事業に置き換えた表を作成し添付すること。

3 処理のフローチャート附表1

脱臭施設の概要 附表2

4 基本施設整備事業計画

(1) 草地造成改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(1)で規定した様式等を準用する。

(2) 草地整備改良計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(2)で規定した様式等を準用する。

(3) 家畜排せつ物還元農用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(工法の採用理由等について簡潔に記述すること。)

イ 全体計画

団 地 名	家畜排 せつ物 還元農 用地整 備改良 面積	区画整理			排根線除去			起伏修正			障害物除去			耕起整地			土壌改良資 材散布及び 牧草種子播 種		
		面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費	面積	手段	事業費
		ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円	ha		千円
計																			

有機質資材				土壌改良資材								牧草種子				雑 費 計	事 業 費 計
種 類	数 量	ha 当 た り	事 業 費	石灰質資材				磷酸質資材				種 類	品 種	数 量	事 業 費		
				種 類	数 量	ha 当 た り	事 業 費	種 類	数 量	ha 当 た り	事 業 費					kg	千 円
	t	t	千円		t	t	千円		t	t	千円			kg	千円	千円	千円

(4) 臭気対策施設用地造成整備計画

ア 計画基本方針

(造成整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	事業計画			内 容
	事業量	単価	事業費	
	ha	千円/ha	千円	
計				

(注) 用地面積は平面分のみでなく、法面を含むものとして記入すること。

ウ 施設用地配置計画

(模式図により施設の配置を示す。)

(5) (4)に附帯する施設の整備計画

(6) 用排水施設整備計画

第1節「資源リサイクル事業」の4の(7)で規定した様式等を準用する。

(7) 雑用水施設整備計画

- ア 計画基本方針
- イ 事業計画

用水 源 概 要	必要水量			取水施設			導水施設			貯水施設			給水施設			事業費 計	管 理 予 定 者
	家畜 の 種 類	頭 数	要 水 量	種 類	数 量	事 業 費											
		頭	m <sup>3</sup>		ヶ	千円		千円									

(8) 防災施設整備計画

- ア 計画基本方針  
(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)
- イ 全体計画

第2節「草地畜産活性化事業」の3の(10)で規定した様式等を準用する。

5 利用施設整備事業計画

(1) 臭気対策施設整備計画

ア 家畜飼養管理施設整備計画

- (ア) 計画基本方針  
(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)
- (イ) 全体計画

整 備 予 定 地	施 設 名	新設 改良	構 造	規 模	改良の場 合の主な 内容	畜舎等主たる施設			付帯施設単価			事業 費計	管 理 予 定 者	備 考	
						数量	単位	事業 費	内容	数量	単価				事業 費
							千円	千円			千円	千円			

イ 家畜排せつ物処理施設整備計画

- (ア) 計画基本方針  
(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)
- (イ) 全体計画

整備予定地	施設・ 機械名	構造 型式	処理 能力	受益 者数	事業量	単価	事業費	管理 予定者	備考
			t	戸	ヶ所 台	千円/ヶ 所・台	千円		

計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 施設・機械名の欄は、施設、家畜排せつ物運搬等機械の別を記入すること。

ウ 臭気対策施設の概要

脱臭方式	施設・機械名	構造型式	処理能力	資材・薬剤	通気装置	型式台数	設定通気量	モータ出力	送気配管
					ヶ所	千円/ヶ所・台			
計									

新たな脱臭技術について記述

--

(2) (1) に附帯する施設の整備計画

ア 計画基本方針

(整備の必要性と基本的考え方について記入すること。)

イ 全体計画

整備予定地	構造・型式・規模等	事業費	利用施設	備考
		千円		
計				

(注) 利用施設の欄には、当該施設により電気を導入し利用する施設名（家畜飼養管施設、家畜排せつ物処理施設等）を記入すること。

6 新技術導入円滑化事業計画

(1) 計画基本方針

(2) 全体計画

事業計画・		内 容	備考
事業費	対象団地名	(研修、データ収集・分析及び指導の内容並びに回数)	
千円			

7 臭気対策施設の建設単価調査

第1節「資源リサイクル事業」の7で規定した様式等を準用する。

8 家畜排せつ物処理施設運営収支計画

第1節「資源リサイクル事業」の8で規定した様式等を準用する。

第6章 事業参加予定者等

第1節 事業参加予定者総括表

区 分		参加農家数(戸)	うち移転農家(戸)
畜産農家	酪農		
	肉用牛		
	養豚		
	採卵鶏		
	ブロイラー		
	その他(畜種名)		
耕種農家			
計			

(注) 事業参加予定者に農地所有適格法人、地方公共団体、農業協同組合等が含まれる場合は、備考欄にその旨を記入すること

第2節 事業参加予定者個別明細表

事業参加者名	経営類型	現経営所在地	事業完了後経営所在地 予定地	事業参加内容		肥育豚 換算頭数	管理農地		家畜排せつ物処理の 現状	備考
				基盤整備	施設整備		種類	面積 (ha)		
計										

- (注) 1 経営類型の欄には、酪農、肉用牛繁殖、養豚一貫、稲作当と記入する。  
 2 現経営所在地及び事業完了後経営所在地の欄には、経営の基幹となる施設等の所在地を地番まで記入すること。  
 3 事業参加内容の欄には、参加する事業内容（草地造成、飼料畑整備、家畜排せつ物処理施設整備等）及び事業量を記入すること。なお、共同利用施設の場合は、〇〇、△△／×（〇〇：事業内容、△△：事業量、×：参加者数、(例)家畜排せつ物処理施設、2000㎡／3）と記入すること。  
 4 管理農地とは、事業参加者が所有または使用権を持っている農地で、その種類の欄には、草地、飼料畑、水田等と記入すること。  
 5 家畜排せつ物処理の現状欄には、自己堆肥化、堆肥センター利用などと記入すること。

### 第3節 受益見込面積

草地畜産活性化の場合は作成の必要がない。

#### 1 総括表

市町村名	受益面積(m <sup>2</sup> )		
	基盤整備費関係	施設整備費関係	計

(注) 次の2及び3から転記することとし、施設整備費の欄には基盤整備費と重複しない面積のみを記入すること。

#### 2 基盤整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積(m <sup>2</sup> )	受益内容(m <sup>2</sup> )							
		草地等の造成整備	家畜排せつ物処理施設の整備	水質浄化林・浄化水路の整備	浄化池、汚水処理池の整備	畜産施設用地の造成整備	道路の造成整備	移転跡地の復元整備	環境保全林の造成整備
計									

受益内容(m <sup>2</sup> )							
緑地帯の造成整備	遊歩道の造成整備	広場、浄化池等の造成整備	花壇、構内舗装等の造成整備	交流基盤の造成整備	家畜排せつ物処理基幹施設整備		

- (注) 1 受益地について1筆ごと(まとまりがある受益内容が同じ土地は、ひとまとめにしても差し支えない。)にその面積を記入し、受益内容欄の該当する全てにその面積を記入すること。  
 2 1筆の土地のうち一部の面積が受益を受ける場合は、その受益を受ける面積を受益内容の欄に記入すること。  
 3 市町村ごとに小計を作成すること。

#### 3 施設整備費に係る受益面積

受益地の所在地	受益面積	左のうち基盤整備費の受益を受けない面積	関係する家畜排せつ物処理施設の所在地
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

- (注) 1 基盤整備費の受益を受けない面積とは、2の基盤整備費に係る受益面積に算入されない面積をいう。  
 2 関係する家畜排せつ物処理施設とは、その受益地に還元される家畜排せつ物を処理する施設をいう。

第7章 事業費負担計画等

第1節 事業費負担区分

区分	事業費	負担率				負担額				備考	
		国	県	市町村	受益者	国	県	市町村	受益者		
基盤整備	工事雑費等	千円	%	%	%	%	千円	千円	千円	千円	
	小計										
施設整備	工事雑費等										
	小計										
事業費計											
付帯事務費											
合計											

- (注) 1 区分の内容は、要綱別表第5の1又は2の区分により行うこと。  
 2 工事雑費等とは、工事雑費及び一般管理費とする。  
 3 市町村により補助率が異なる場合は、市町村別に作成し総括表を付すること。

第2節 経営体別負担額

経営体名	所要投資額			受益者負担額			備考
	基盤整備	施設整備	計	基盤整備	施設整備	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
計							

(注) 所要投資額は、受益者負担に係る事業種目のみを記入する。

第3節 資金計画

経営者別	制度別	償還条件				償還額				備考
		資金の種類	借入元金	据置期間	利率	年賦金利	年償還額	最大年償還額	平年償還額	
	農林漁業金融公庫資金						千円	千円	千円	
	農業近代化資金									
	農業改良									

	資金									
	〇〇〇									
	計									

(注) 最大年償還額、平年償還額は、経営者別に計の欄のみ記入すること。

第8章 事業効果

都道府県名： \_\_\_\_\_  
 地区名： \_\_\_\_\_  
 事業実施年度： \_\_\_\_\_

1 費用便益比の総括

区 分	数 値
総費用 ①	千円
評価期間(当該事業の工事期間+20年又は40年) ②	年
総便益 ③	千円
総費用総便益比 ③÷①	

2 費用便益費の内訳

経過期間	年度	割引係数 (1+割引率) (x)	初期投資額 (建設費等) (i)	総費用							総便益		備考		
				再建設費(cr)				事業開始 時点の既 存施設の 資産価額 (α)(道 路・水利 施設等)	評価期間 最終年で の施設の 資産価額 (β)	年費用	年費用 現在価 値	年便益		年便益 (現在価 値)	
				計	○ ○	○ ○	○ ○								○ ○
①		②= (1+0.04) <sup>x</sup> ①	③	④=ア+ イ+ウ+ エ	ア	イ	ウ	エ	⑤	⑥	⑦=③+ ④+⑤+ ⑥	⑧= ⑦/②	⑨	⑩= ⑨/②	
-	H														評 価 年
1	H														
2	H														
3	H														
4	H														
5	H														
-	H														
合計															

## 第9章 添付資料

### 1 添付図

#### (1) 位置図

基 図： 国土地理院発行の地形図（1/50,000）

記入事項： 地区界、草地の造成整備、家畜排せつ物土地還元施設の整備、水質浄化林・浄化水路の造成整備、浄化池、汚水処理池の整備、畜産施設及びその周辺の地下水汚染防止施設の整備、畜産施設用地の造成整備、道路の整備、用排水施設の整備、隔障物の整備、移転跡地の復元整備、環境保全林の造成整備、緑地帯の造成整備、広場、浄化池の造成整備、花壇、構内舗装等の造成整備、交流基盤の造成整備、家畜排せつ物処理施設の整備、地域有機質残さ飼料化施設の整備、水質汚染防止施設の整備、バイオ燃料生産・活用農業用機械施設の整備、たい肥土壌分析施設の整備、水分調整資材収集製造施設の整備、サイレージ用ラップ廃棄物処理施設の整備、電気導入施設の整備、農機具庫の整備、家畜保護施設の整備、環境保全施設の整備、交流施設の整備、土地利用円滑化等事業実施の位置及び範囲

#### (2) 計画概要図

基 図： 地区全体が一葉の図面に入るような縮尺の図面（1/10,000～1/25,000）

記入事項： 位置図の記入事項を必要に応じて細分（草地等の造成整備にあつては草地造成、飼料畑造成、水田整備等に細分し、団地（施設）の名称又は番号を附してその実施位置、範囲を記入するとともに、事業参加者の所在地（移転農家にあつては移転前後両方の位置）を畜産農家（畜種別 乳用牛：緑、肉用牛：黄緑、豚：橙、鶏：赤）と耕種農家（黄）に色分けした○印で記入する。また、受益地について斜線等により明示する。さらに、環境負荷脆弱地域のうち、水道水源の上流域に該当する場合は、水道水源の位置を記入すること。クリプトスポリジウム等の病原性微生物が確認された河川等に流入する区域に該当する場合は、当該河川等を示すこと。

#### (3) 計画平面図

基 図： 原則として1/5,000

記入事項： 計画概要図と同じ

### 2 積算資料及び参考資料等

#### (1) 計画策定の基礎資料

#### (2) 施設等の積算設計計算書及び設計図

(3) 第7の3の(4)のオに該当する場合、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の4第1項に規定する市町村計画又はこれに準ずる地域の家畜飼養頭羽数に関する計画

(4) 第7の3の(4)のカに該当する場合、以下の資料

- ・地域畜産の発展を図る取組計画
- ・整備する家畜排せつ物処理施設の経済合理性についての説明資料

(5) 畜産由来窒素産出量の計算書（畜産高密度地域においてエネルギー等副産物利用処理施設整備を行う場合に限る。）

(6) その他参考資料



事業実施計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)△△地区の事業計画について、畜産環境総合整備事業の運用第10の2の規定に基づき、下記のとおり変更したので報告します。

記

注) 事業実施計画概要表及び変更の内容を記入した書類を添付すること。

なお、その記載は二段書きとし、変更前を上段( )書きとすること。

畜産環境総合整備事業完了報告書

番 号  
年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿  
(北海道にあつては農林水産省畜産局長)

都 道 府 県 知 事

畜産環境層総合整備事業の運用第11の1の規定に基づき、下記地区に係る畜産環境総合整備事業(〇〇事業)が完了したことを報告します。

記

地区名	関係市町村	事業主体	受益面積	事業費	実施期間	摘要
					年度 ～ 年度	

## 運用 4（農道整備事業）

### 第 1 事業内容

#### 1 対象地区

- (1) 本事業は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。
- (2) 広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、広域営農団地農道整備事業及び基幹農道整備事業以外の事業は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

#### 2 事業メニュー

本事業は、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業とし、事業の内容は次のとおりとする。

##### (1) 農道整備事業

###### ア 広域営農団地農道整備事業

広域営農団地農道整備事業とは次のとおりとする。

###### (ア) 広域営農団地農道型

広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備

###### (イ) 中山間活性化ふれあい支援農道型

中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 C 第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 1 に定める中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画及び都道府県が策定する「中山間活性化・都市交流促進モデル事業計画」に位置付けられた農道であって、中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進すると認められるものの整備

###### イ 基幹農道整備事業

ア、ウ及びエ以外の農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備

###### ウ 一般農道整備事業

ア、イ及びエ以外の農道の整備であって次のとおりとする。

###### (ア) 一般農道の整備

- (イ) 経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき指定

された野菜指定産地（以下この別紙においては「野菜指定産地」という。）における畑地（畑作に転換した水田を含む。）を主体とした農用地（以下この別紙においては「野菜指定産地における畑地帯」という。）、田畑輪換を行う水田地帯の農用地（以下この別紙においては「田畑輪換を行う水田地帯」という。）又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備

- (ウ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域又は、少なくとも一つが、林野率が 50 パーセント以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域に含まれる農業集落を結ぶ農道の整備又はこれと併せ行う附帯整備

## エ 農道保全対策事業

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであって次のとおりとする。

### (ア) 点検診断事業

施設について、利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査及び保全対策計画の策定

### (イ) 保全対策事業

#### ① 施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事

#### ② 交通安全及び物流効率化対策

交通の円滑化及び安全確保の観点から必要な防護柵の整備、交差点の改良、歩道、自転車道及び横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面（路体、路床及び路盤を含む。）の改良、勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備

#### ③ 環境保全対策

農道とその周辺環境の調和を図るための修景施設（農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等を含む。）、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備

### (ウ) 緊急対策事業

供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置

- (エ) 都道府県知事は、第 1 の 2 の (1) のエの (ア) の事業を実施した場合には、施設の点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。

## (2) 用地整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う施設用地の整備であって、当該農道に隣接する土地（山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。））、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下同じ。）又は半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙においては「振興山村等」という。）に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨場を活用して用地整備を行うもの。

## (3) 駐車場整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う駐車場の整備であって、当該農道に隣接する土地（振興山村等に限る。）、当該農道工事における土取場又は土捨場を活用して整備を行うもの。

## (4) ライフライン収容施設整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う農業集落排水施設、営農飲雑用水施設、ガス供給施設、電線、電話線等の公共施設の埋設工事に伴う不経済な農道の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための地下利用施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

## (5) 生態系保全施設整備事業

(1) のアからウまでの事業と併せ行う当該農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止柵等の施設であって、農道の整備と一体的に整備を行うもの。

## 3 事業計画

第 1 の 2 の (1) の事業の事業計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）、土地改良法施行規則（昭和 24 年農林省令第 75 号）その他土地改良事業に関する法令及び通知の規定に従い、土地改良法に基づく土地改良事業計画として定めるものとする。ただし、第 1 の 2 の (1) のウの (ウ) 及びエの事業についてはこの限りではない。

## 第 2 事業の実施

## 1 交付要件

農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け 52 構改 D 第 239 号）に基づき平成 21 年度以前に採択され着手していること。

## 2 事業計画の変更

次の（１）及び（２）のいずれかに該当するときは、事業計画の変更を行うものとする。ただし、採択され着手している区間を超える事業計画の変更を行うことはできない。

### （１） 広域営農団地農道整備事業、基幹農道整備事業及び一般農道整備事業

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画については、土地改良法施行規則第 38 条の 2 等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件（平成 18 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1272 号。以下この別紙において「告示」という。）第 1 号の（３）のイの（ア）及び（イ）に掲げる変更

ウ 事業費であって告示第 2 号に規定されているものについての変更

### （２） 農道保全対策事業

ア 当該事業の施行に係る受益面積の 10 パーセント以上の変更（ただし、受益面積の増又は減が 10 ヘクタールに満たない場合は、この限りではない。）

イ 主要工事計画の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く主要工事計画に係る事業費の 10 パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

（３） 都道府県知事は、（１）又は（２）の計画変更を行ったときは、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長）にその旨を報告するものとする。

## 3 その他

（１） 事業の実施にあたっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

（２） 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおり。

- 1 純工事費
- 2 附帯工事費
- 3 測量設計費
- 4 船舶機械器具費
- 5 用地費及び補償費（軌道等運搬施設の整備に係る経費を除く。）

#### 第4 経過措置

- 1 平成 21 年 3 月改正による廃止前の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和 41 年 4 月 23 日付け 41 農地D第 772 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 2 の団体営事業として実施され、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 2 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 のタ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 23 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 3 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号）別表 1 のセ農道整備事業に基づき実施してきた地区であって、平成 24 年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

#### 附則

農道整備事業については、平成 22 年度からは、経過措置として既に国に事業計画が採択されて着手済みの農道に限定し整備を行うこととし、本運用については、その完了の翌年度に効力を失うこととする。

## 別紙4－2（農村整備に係る取扱い）

### 第1 趣旨

実施要綱第2の1の(2)の①のアの(エ)に掲げる農村整備に係る取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙4-1及びこの別紙本文並びに取扱い1及び取扱い2に定めるところによる。

## 取扱い1（農村集落基盤再編・整備事業）

### 第1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙4-1運用1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

#### 1 農業生産基盤整備事業

（1）運用別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、保全管理区域における農業用排水施設整備事業にあつては排水路工、農道整備事業にあつては管理用道路とする。

#### （2）農道整備事業

農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであつて、運用別表区分の欄2の事業種類の欄(17)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであつて、以下の条件に適合するものとする。

ア 原則として、整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

イ 1箇所当たりの事業費は40万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。

#### （3）ほ場整備事業

自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあつては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

#### （4）農用地開発事業

農地環境整備型において実施する場合にあつては、水田の地目転換を行う事業とする。

#### （5）暗渠排水事業

本事業で実施する暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図る

ことが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

## (6) 農用地の改良又は保全事業

保全管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。

## 2 農村生活環境整備事業

### (1) 農業集落道整備事業

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第24条の規定に基づく工事として実施するものとする。

また、本事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市長村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。

エ 道路附属施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

### (2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和32年法律第177号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。

### (3) 農業集落排水施設整備事業

ア 農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。

イ 当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブ

ロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。

ウ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条及び第 5 条に規定する 1 級河川及び 2 級河川に係る改良工事は、本事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず 1 級河川又は 2 級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続きを踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。

エ 河川法の規定による準用河川に係る農業集落排水施設の整備を計画する場合には都道府県知事経由の段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間で、あらかじめ十分協議するものとする。

オ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条及び第 4 条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定され急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落排水施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

#### （４）農業集落防災安全施設整備事業

（３）のオに掲げる区域に係る農業集落防災安全施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

#### （５）用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であつて、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であつて、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ 過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第 8 条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ 市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地

オ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

カ かけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

#### （６）活性化施設整備事業

ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。

なお、新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。

イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。特に、廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

ウ 施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意するものとする。

#### (7) 地域農業活動拠点施設整備事業

ア 建物については、事業地区内の既存施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設の改築や他事業との合築を基本とする。

施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。

イ 建物の整備規模は、延床面積でおおむね 500 平方メートル以内とする。

ウ 建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。

エ 用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものとする。

オ 用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあっては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあっては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。

#### (8) 集落環境管理施設整備事業

ア 整備する施設は、家畜排せつ物又は農産廃棄物等の処理・再利用等の施設及びこれらに附帯する施設（敷地整備、構内整備、取付道路整備等）とする。

イ 対象資源及び生成物の取扱いは次のとおりとする。

① 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする。

② 生ごみ又は家畜ふん尿を処理対象の過半とすることはできないこととする。

③ 有機性資源の処理、再利用等の施設とは、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等をいうものとする。

ウ 事業の実施により有機性地域資源等の循環利用等が行われ、持続的な農業の発展等に資するものとする。

エ 家畜排せつ物等をたい肥化する場合は、本事業を実施する市町村の農地（草地を除く）に、たい肥の過半を還元するものとする。

オ 家畜排せつ物又は農産廃棄物等の再利用等を行う場合には、関係者において循環利用に必要な体制を構築するものとする。

カ 有機性資源を取り扱う施設の整備に当たっては、大気の汚染、水質の汚濁、

騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。

(9) 交流施設基盤整備事業

- ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備を行う事業とする。
- イ 5に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

(10) 情報基盤施設整備事業

- ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに関係する情報の伝達に必要な通信線の整備とする。
- イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。

(11) 市民農園等整備事業

- ア 市民農園又は集落農園の開設のために必要な用地、農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地の整備を行うものとする。
- イ 附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。
- ウ 保健休養施設の整備等高齢者・障害者の利用に資するための整備を実施できるものとする。

(12) 生態系保全施設等整備事業

- ア 農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設とは、農村の自然環境を生物の生態系保全空間の拠点として整備するとともに、拠点をつなぐ生態系回廊として農業用排水路、集落排水路、農道、集落道等を生態系に配慮した工法により整備し、自然環境ネットワークの形成を図るものとする。
- イ 当該施設の整備に当たっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする。
- ウ 修景施設とは、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

(13) 地域資源利活用施設整備事業

- ア 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする。
- イ 施設の整備は次のとおりとする。
  - ① 農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等
  - ② 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源

を供給する施設

- ③ ア及びイに付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設

なお、附帯する施設の整備は上記②の施設の敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。

- ウ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。

#### (14) 施設補強整備事業

防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

#### (15) 施設環境整備事業

当該施設を整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。

#### (16) 歴史的土壌改良施設保全整備事業

運用別表区分の欄2の事業種類の欄(16)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、次の施設の整備を行うものとする。

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫
- イ 管理道及び駐車場

#### (17) 施設集約整備事業

以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- ア 撤去を行う施設の所有者が、運用第2に定める団体であること。
- イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。
- ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。
- エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること。
- オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること。

#### (18) 集落土地基盤整備事業

- ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。
- イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

### 3 保全管理等事業

(1) 運用の別表の事業内容のうち「耕作放棄地等に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用区域内に換地された土地（保全管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、保全管理区域内に創設されるものに限る。）又は保全管理区域内における耕作放棄地等とする。

#### (2) 附帯事業

本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであること。

#### (3) 用地整備事業

ア 運用の別表の事業内容のうち「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。

- ① 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
- ② 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設

イ 耕作放棄地等に係る土地を森林等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係わるものを除く。

#### (4) 市民農園等整備事業

整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む）、農園道、かん水施設及びこれに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。

#### (5) 生態系保全施設整備事業

運用の別表の事業内容に掲げる施設の整備内容は、次のとおりとする。

ア 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巣ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。

イ 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。

#### (6) 遊水池整備事業

整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。

運用の別表のうち、「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。

#### 4 農業生産基盤整備附帯事業

埋蔵文化財調査事業の対象は、運用別表区分の欄1の事業種類の欄(3)、(4)、(6)及び(7)又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる運用別表区分の欄1の事業種類の欄(1)、(2)及び(5)の区域で行う埋蔵文化財調査とする。

#### 5 特認事業

##### (1) 中山間地域総合整備型及び運用第3の2の(5)による事業の場合

地域の農業生産条件及び農村生活環境の改善又は農業・農村の活性化に資する施設等で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業及び農村の総合的な振興を図る上で必要なものであって、都道府県の調整を踏まえ、農村振興の観点から地方農政局長等が特に必要と認める事業とし、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる農作業準備休憩施設等の整備を行うものとする。

##### (2) 農地環境整備型の場合

耕作放棄地等の利活用を図ることが地域の農業生産条件の改善に資する等、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる次に掲げる事業とする。

ア 3の(3)から(6)までのもの以外のものであって地方農政局長等が特に認める事業

イ 実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用の第2の2の事業

#### 6 2の(9)のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成10年12月11日付け10構改D第696号）第2に基づく計画をいう。）

(2) 農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1840号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画

#### 7 運用第1の3の「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

## 第2 実施要件

1 集落基盤再編型の農村生活環境整備事業のみ実施する場合にあっては、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。

2 運用第3の2の(5)、第3の3及び第3の4の(1)の「自然的、経済的、

社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

- ① 過疎法第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域
- ④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑥ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 運用第3の2の(5)及び第3の3においては、アに準ずる地域であり、次のいずれかに該当する地方農政局長等が特に必要と認める市町村

- ① アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村。なお、この場合において、自然的条件については、市町村単位で判断して、(2)に規定する林野率及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められる場合も含めることができるものとする。
- ② 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1の第11号に定める指定地域を区域とするか、又は区域として含む市町村。

ウ 運用第3の4の(1)においては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村

(2) 別に定める要件を満たす地域

運用第3の2の(5)及び第3の3においては、次のア～オの要件を満たす地域とし、さらに、中山間地域総合整備型の集落型事業及び広域連携型事業のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては林野率が50パーセント

以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域とする。

ア 市町村において地域活性化の重点地区として位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる地域であること。

イ 農業生産基盤、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。ただし、運用第 3 の 2 の (5) のウによる事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生活環境型事業にあつては、農業生産基盤の整備をおおむね完了している又は近い将来農業生産基盤の整備をおおむね完了することが見込まれている地域であつて、かつ、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。

ウ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を生かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

エ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

オ 活性化について集落内及び集落間の協調が図られ、そのための推進組織が設立され、又は設立されることが見込まれる地域であること。

3 運用第 3 の 3 の (1) のエの中山間地域広域連携整備促進計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第 5 の 1 に定める計画概要表等の提出時点において、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 構改 D 第 182 号農林水産事務次官依命通知）の第 6 に定めるところにより認定を受けた中山間地域広域連携整備促進計画に係る広域連携型事業をいう。

4 運用第 3 の 3 の (1) のエの中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第 5 の 1 に定める計画概要表等の提出時点において、中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第 4 に定めるところにより認定を受けた中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に係る広域連携型事業をいう。

5 運用第 3 の 3 の (3) 及び第 3 の 4 の (2) の「別に定める要件」とは、次のいずれかとする。

(1) 共通事項

事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。

(2) 中山間地域総合整備型の場合

事業内容が、リゾート、観光、農村工業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

(3) 農地環境整備型の場合

ア 地域の実情を勘案して、緊急性を要すること。

イ 市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、都道府県が事業実施主体となることが適当と認められること。

### 第3 計画の作成

- 1 実施地域の選定及び事業計画の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
  - (1) 運用第3の2の(5)による事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業の事業実施地域は、農業生産活動、地域活動等の組織的つながりから判断して、本事業の総合的、効果的实施等が見込まれる一体的集落を単位とする地域とし、中山間地域総合整備型の広域連携型事業の事業実施地域は、土地利用や役割分担等により連携した一体的な構想の下で事業の実施が可能な市町村全域から複数市町村までにまたがる広域的な地域とする。
  - (2) 関連する既存の他の事業（以下この別紙において「関連事業」という。）の実施地域において本事業を計画する場合は、両事業の間の趣旨、計画の整合性等に留意した上で関連事業との連携及びこれら事業の円滑な実施に努めるものとする。
  - (3) 運用別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げる事業のうち、事業規模等から他の都道府県営事業で単独に実施したほうが適切であると判断されるものについては、関連事業として計画し、本事業との一体的効果発現に努めるものとする。
  - (4) 農用地再編パイロット事業等の国営土地改良事業を調査又は計画中の市町村にあっては、本事業を効率的に組み合わせて実施するよう配慮するものとする。
  - (5) 本事業で実施する農業生産基盤整備事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映させるとともに、地域の条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。
  - (6) 中山間地域の国土保全機能の維持及び良好な自然景観の保全に配慮した事業の弾力的な実施に努めるものとする。
  - (7) 農業生産基盤整備事業の団地構成及び施設配置は、地域の地形等の立地条件、国土保全機能等を勘案し弾力的に設定することができるものとする。

ただし、各事業種類別の実施範囲及び規模は、複数の受益者のまとまりのある受益地を対象として決定することとする。
  - (8) 本事業による施設の設置は、その管理者、維持管理方法及び費用の負担方法を明らかにし、関係者の同意を得た上で着手するものとする。
  - (9) 中山間地域総合整備型の広域連携型事業と一体的な構想の下で整備する地方単独事業等による施設のうち、複数市町村が連携して活用する施設については、

単独市町村の施設とせず、県営の施設として実施できるよう努めることとする。

(10) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たって必要がある場合には、本事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。

(11) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。ただし、実施計画策定型にあっては、この限りではない。

(12) 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること。

(13) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。

(14) 地域の実情に即し、等高線区画のほ場整備等を効果的に実施するものであること。

2 事業実施主体は、本事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令による所要の手続を経るものとする。「所要の手続」とは、例えば土地改良事業の計画概要の公告、法第 3 条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などとする。

なお、土地改良事業の計画概要は、集落基盤再編型（運用第 3 の 2 の（5）による事業を除く。）は別記様式第 2 号その 1、運用第 3 の 2 の（5）による事業、中山間地域総合整備型及び農地環境整備型は別記様式第 2 号その 2 とすることができるものとする。

3 運用第 3 の 2 の（5）による事業及び中山間地域総合整備型にあっては、土地改良法に基づく土地改良事業を実施する場合には、事業計画と併せて、特定地域土地改良整備計画（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第 6 項に規定する計画をいう。）を別記様式第 9 号により作成するものとする。

4 運用第 4 の 1 の（1）の活性化構想については、次のとおりとする。

(1) 「活性化の基本方向」とは、農業生産条件の改善等、地域の活性化のための基本的な方策とする。

(2) 「土地状況に応じた整備の基本方向」とは、地域の地形、営農形態、農用地の管理保全状況、非農業的土地利用の状況等の地域の特色を生かした、秩序ある土地利用計画に基づく整備の方策とする。

(3) 「活性化の推進方策」とは、関連組織の活動、施設等の管理運営等、地域の活性化のための具体的な方策とする。

(4) 活性化構想は、別記様式第 10 号により作成するものとする。

- 5 運用第4の1の(2)の整備計画については、次のとおりとする。
- (1) 整備計画は、別記様式第11号により市町村長が作成するものとする。
  - (2) 整備計画は、次に掲げるすべての要件を満たす地域に含まれる集落（複数の集落の場合にあつては連続する集落）の区域内を対象として作成するものとする。
    - ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること。
    - イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）であること。
    - ウ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。
  - (3) 整備計画においては、区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるものとする。なお、区域の設定は、生産区域と保全管理区域とに区分して設定するものとする。
  - (4) 市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画の達成に努めるとともに、その他の地域計画との調和に配慮するものとする。また、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下この別紙において同じ。）その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。
  - (5) 市町村長は、整備計画を作成したときは、整備計画書を添付して、別記様式第12号により整備計画承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。
  - (6) 都道府県知事は、前項の規定による申請を審査し、整備計画が次の要件のすべてに該当するときは当該整備計画を承認し、別記様式第13号によりその旨を市町村長に通知するものとする。
    - ア 当該整備計画により整備することが耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全に資すると認められること。
    - イ 当該整備計画が優良農地の保全に資すると認められること。
    - ウ 当該整備計画が地権者その他土地利用の調整に関係する団体の意向を反映したものであり、当該整備計画に定められた事業が円滑に推進されると見込まれること。
  - (7) 整備計画の変更を行うときは、(1)から(6)までの規定を準用するものとする。
  - (8) 整備計画は、次の観点に即して作成するものとする。

#### ア 区域の設定

- ① 生産区域及び保全管理区域の設定については、地権者等の意向に基づいて行うものとする。
- ② これら区域の設定に当たっては、優良農地の確保を図る観点から、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の協力を得て、その円滑な推進に努めるものとする。

#### イ 整備の方向

- ① 生産区域  
農業の生産に係る土地の生産性の向上を目的とした整備方向を定めるものとする。
- ② 保全管理区域  
耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全等の視点に立脚した施設等の整備方向を定めるものとする。

- 6 運用第4の3においては、農村活性化土地利用構想（「農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について」（平成元年3月30日付け元構改C第59号農林水産事務次官依命通達）第2の1の農村活性化土地利用構想をいう。）についても配慮するとともに、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び生産基盤型事業において、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用するものにあつては、利用する土石を発生させる工事の事業主体との間で土石の取扱い等に関し、本事業と当該災害復旧工事との間の施行区分及び費用負担について十分調整を図るものとする。

### 第4 事業の実施

- 1 運用第5の1の計画概要表等は、集落基盤再編型及び中山間地域総合整備型については別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号、農地環境整備型については別記様式第2号によるものとする。ただし、運用別表区分の欄2の事業種類の欄（17）に掲げる事業を実施する場合は、これらに加え、別記様式第8号によるものとする。
- 2 運用第5の1により計画概要表等を提出する場合には、あらかじめ必要に応じて予定施設管理者の同意を得ておくものとする。
- 3 運用第5の3及び第5の4の農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出は別記様式第6号によるものとし、運用第5の5の経営体育成促進換地等調整調書の提出は別記様式第7号によるものとする。
- 4 第1の1の（2）により点検診断を実施した場合には、点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。
- 5 運用第3の3の（1）のアの②及び第3の4の（1）のアの③の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業完了後、次に掲げる報告を行うことが予定されて

いる地域とする。

(1) 事業完了後の経過報告

事業実施主体は、完了年度の翌年度及び完了年度の5年後の年度に、「整備計画」を踏まえ、計画地目に対する現況を調査し、翌年度の6月末日までに生産区域現況地目調査報告書（別記様式第14号）により、県営事業においては地方農政局長等に、市町村営事業においては都道府県知事を経由して地方農政局長等に現況を報告すること。

(2) 改善計画の策定

(1)の結果、都道府県知事が第3の5の(6)のA及びBの要件に該当していないと判断される場合には、事業実施主体は、改善計画を策定し、関係機関との連携により改善を図ること。

6 運用第3の4の(1)のイの③の「別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地」とは、以下に掲げるいずれかに該当するものとし、別記様式第15号及び第16号に必要事項を記載の上、第3の5の(5)の整備計画承認申請書等と併せて提出するものとする。

(1) 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者(以下この別紙において「農地所有者等」という。)によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

(2) 現に耕作の目的に供されている農地であって、計画概要表等の提出時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止めることが見込まれる農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に替わる者によって耕作が行われる見込みのない農地

7 6の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

8 運用第3の4の(1)のイの④の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業終了後の耕作放棄地の活用を担保するため、計画概要表等の提出時において次に掲げるすべての措置を講じることが予定されている地域とする。

(1) 事業完了後の経過報告

都道府県知事は、緊急耕作放棄地特別対策型事業の完了年度及び完了年度の5年後の年度に、「整備計画」を踏まえて耕作放棄地の活用及び保全管理状況を調査し、翌年度の6月末日までに、耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書（別記様式第17号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に事業の達成状況について報告すること。

(2) 改善計画の策定

(1)の結果、耕作放棄地が活用又は保全管理されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地活用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の活用増進を図られること。

## 第5 計画の変更等

1 運用第6の1の「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

(1) 運用別表事業種類の欄に掲げる事業の新設又は廃止

(2) 総事業費の変動であって、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(3) その他主要工事の著しい変更

2 運用第6の1及び2による事業計画等変更手続報告書の提出は、別記様式第4号によるものとする。

## 第6 事業の達成状況報告等

運用第7の1による達成状況報告は、別記様式第5号によるものとする。

## 第7 指導推進

1 運用第8の2の「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、本事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。

2 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。

## 第8 助成

運用第9の1の助成の対象となる経費は次のとおりとする。

1 本事業の実施に要する経費

① 工事費

ア 純工事費

イ 測量設計費

ウ 船舶機械器具費

エ 用地費及び補償費

オ 換地費

② 交換分合事業費

③ 計画策定事業費（実施計画策定型の計画策定事業に限る。）

ア 調査旅費

- イ 諸謝金
- ウ 補償費
- エ 請負費
- オ 委託費

④ 経営体育成促進換地等調整に要する経費（実施計画策定型の経営体育成促進換地等調整に限る。）

2 1の②の交換分合事業費とは、交換分合事業実施主体が要する事業費とする。

## 第9 その他

運用第4の1の(3)の「基本計画に準ずる計画」とは、次の事項が検討されている計画とする。

- 1 計画にかかる地域の情勢と診断
  - (1) 地域の情勢
  - (2) 地域の診断
- 2 計画に係る地域の将来像
  - (1) 地域の将来の望ましい姿
  - (2) 農村振興のテーマ
  - (3) 農村振興の目標
- 3 農村振興に関する施策の基本方針
  - (1) 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策
  - (2) 推進プログラム
  - (3) 地域住民等の参加の方針
- 4 その他農村の振興に関連する事項

〇 〇 計 画 概 要 書

(1) 計画に係る地域の情勢と診断

① 地域の情勢

② 地域の診断

(2) 計画に係る地域の将来像

① 地域の将来の望ましい姿

② 農村振興のテーマ

③ 農村振興の目標

(3) 農村振興に関する施策の基本方針

① 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策

② 推進プログラム

③ 地域住民等の参加の方針

(4) その他農村の振興に関連する事項

令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表（集落基盤再編型）

都道府県名		地区名				所在地					地域指定	農振計画	地域指定		整備計画		①現況農用地等面積		②農用地区域農用地等面積		②/①						
地目		水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林原野	その他	合計			年月日		年月日		ha		ha		%						
区分													計画区域		事業計画区域		現況		計画		都市計画		区域指定		年月日		線引き
事業別面積		事業計画区域		現況		計画		その他計画		振興山村			過疎		その他		年月		年月								
事業別面積		地目		水田	畑	樹園地	採草放牧地	計	事業費											事業名	事業量	単価	事業費	主要工事諸元			
区分		実数																		構成比		ha	ha	ha	ha	ha	事業名
内訳		人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳			専業	1種兼業	2種兼業	合計	事業名	負担区分					受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体			
農業の概況		実数		構成比		100	100	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
集落		総集落数		集落の内訳	密居	集居	散居	散在	集落当たり平均	農家戸数	農家人口	工事の着手時期及び完了予定時期	年度～	年度	効果名事業名	千円	千円	千円	千円	費用便益比							
土地基盤整備状況		ほ場整備				道路整備			30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備	事業名	工期	受益面積	総事業費	進捗率	本事業との関連						
実数		ha	ha	ha	ha	m	m	m	100	100	ha	千円	千円	%	ha	千円	%	ha	千円	%							
農業地域類型		戸当たり平均農用地面積		主要作物			農家所得基準			農家	農業	農外	事業名	公告年月日		申請年月日											
ha/戸		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円										

(注) 整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法を添付すること。

令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表（中山間地域総合整備型、農地環境整備型）

都道府県名		地区名		所在地		農振計画		地域指定		整備計画		①現況農用地等面積		②農用地区域農用地等面積		②/①			
面 積	区分	地目		水田	畑	樹園地	採草放牧地	耕作放棄地 <sup>※1,2</sup>	小計	宅地等	山林原野	その他	合計	生産区域の割合 <sup>※3</sup>					
		計画区域												A+B=	ha	ha	%		
	事業計画区域	生産区域	現況											A	ha				
		保全管理区域 <sup>※2</sup>	現況											B	%				
事業別面積	区分		地目		水田	畑	樹園地	採草放牧地	計										
	(1) ほ場整備				ha	ha	ha	ha	ha										
	(2) 農業用排水施設整備																		
	(3) 農道整備																		
	(4) 農用地開発																		
	(5) 農用地の改良又は保全																		
内 訳																			
地域 の 概 況	人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	集落数	農家戸数の内訳											
			実数	人	人	戸	戸	集落	専業	1種兼業	2種兼業	戸	戸	戸					
	構成比		100		100														
	林野率	%	傾斜度 1/100以上 <sup>※3</sup>	%	平均傾斜度		耕地率 <sup>※2</sup>	%	耕作放棄率 <sup>※2</sup>	%									
	人口増減率	( )%	若年構成比	( )%	老人構成比	( )%	財政力指数	( )%	公債費比率	( )%									
	土地基盤整備状況		ほ場整備				農道整備												
	実数		30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備	ha	m	m	m						
	構成比					100	100												
	農業地域類型	戸当たり平均農用地面積		主要作物			農家所得基準												
		ha/戸					農家	農業	農外	千円	千円	千円							
費用負担等	事業名		負担区分		国	県	市町村	その他	受益者	受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体	管理方法 <sup>※2</sup>					
					%	%	%	%	%	戸	人								
	合計																		
	工事の着手時期及び完了予定時期		年度～		年度														
効果	効果名		事業名		千円		千円		千円		千円		費用便益比						
	事業名		工期		受益面積		総事業費		推進率		本事業との関連								
					ha		千円		%										
法 手 続	事業名		公告年月日		申請年月日														
			年 月 日		年 月 日														

※1：耕作放棄地となるおそれがある農地 ※2：中山間地域総合整備型においては集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合以外は記載不要

※3：農地環境整備型においては記載不要

地 域 活 性 化 構 想

活 性 化 の 基 本 方 向	地 域 の 設 定		
	活 性 化 の 基 本 構 想	活 性 化 の 基 本 構 想	キャッチフレーズ
	整 備 構 想		

※：農地環境整備型においては記載不要

広 域 総 合 整 備 計 画			
関係市町村名	全体の活性化構想における関係市町村の活性化構想の位置づけ		
広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画	連携の方策		
	役割分担		
	整備施設の利用・管理計画	中山間事業	
		地方単独事業	

※：農地環境整備型においては記載不要

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的		整備の基本方向				
	生産	生産性向上					
		付加価値向上					
	生活	生活環境改善					
		公共用地等創設					
	地域防災安全						
	資源利活用						
その他							
活性化の推進方策							
関連事業の概要	事業名	事業主体	所管等	工期	事業種目	事業量	進捗率(%)

※：農地環境整備型においては記載不要

農村集落基盤再編・整備 一般計画図

一般計画図

位置図

S = 1 :

凡 例	
ほ場整備	
農業用排水施設整備	
・ ・ ・	
農業集落排水施設整備	

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名 地区名 所在地	<p>北海道の場合は総合振興局・振興局名も記入する。 ふりがなをつける。 町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。</p>
面 積 計 画 区 域 事業計画区域 地 目	<p>表示単位はヘクタールまでとする。(小数点以下四捨五入。以下同じ。) 事業計画に定める区域をいう。 本事業で対応する各事業の対象区域をいう。</p>
事業別面積	<p>(1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地(道水路、鉄道等の用地は除く)、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、(あるいは共同減歩の対象)となった地積は( )書きする。 (1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に( )書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。</p>
農業の概況	<p>(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを( )書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。</p>
地域指定 そ の 他	<p>事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。 「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。</p>
事 業 費	<p>ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。</p>
費用負担等負担区分	<p>(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段( )に%を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。</p>
対 象 人 口	<p>営農飲雑用水の対象人口を記入する。</p>
関 連 事 業 事 業 名	<p>当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。 本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。</p>
受 益 面 積	<p>本事業と重複する場合、重複する分を( )書きで上段に併記する。</p>
法 手 続	<p>土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。</p>
備 考	<p>前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。</p>
一般計画図	<p>原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりやを考慮して作成する。</p>